

【別紙】 運営者が定める運用方針等について

運営者は、下記の運用方針等により、貸付及び社債券への投資を行います。

◆貸付方針

貸付方法	金銭消費貸借契約による証書貸付
貸付通貨	日本円、米国ドル、欧州ユーロ
貸付金利（年間）	7%～15%
貸付実行日（予定）	個別貸付により決定
貸付期間（予定）	1年～3年
回収方法	<p>予定通り返済されない場合には原則として、以下の対応を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電話メール及び訪問により返済の督促連絡を行う。 2. 海外貸付の場合は必要に応じて現地アレンジャーと連携して回収手続きを進める。 3. 貸付債権を債権回収会社に売却する。
モニタリング方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 財務状況等を確認できる資料を請求し、最終資金需要者へのヒアリングや面談等を行う。 2. 海外貸付の場合は必要に応じて現地アレンジャーと連携して資料請求、状況確認を行う。

◆投資内容

運営者は、下記の社債券の取得を行います。

社債発行会社	ALT INCOME INVESTMENTS S1 PTE. LTD. (シンガポール法人のSPV)
社債参照会社	Stik Credit AD (ブルガリア法人)
社債額面金額	EUR500,000

購入価額	EUR500,000
資金使途	社債発行会社による社債参照会社に対する営業貸付金 社債参照会社の営業貸付債権の75%相当を担保設定
償還日	2025年5月27日
クーポンレート及びサイクル	13.3%(WHT控除後11.97%) 毎月払い
元本償還方法	期限一括
コベナント	<ul style="list-style-type: none"> ・純資産 / (総資産－現預金) $\geq 15\%$を維持 ・(有利子負債－現預金) / 純資産 $\leq 5.0x$を維持 ・年間金利コスト / EBITDA $< 80\%$を維持

◆運用方針

貸付比率	営業者から借り入れた金額の50%以上とする。
社債券 ^{※1} に対する投資比率	営業者から借り入れた金額の50%未満とする。
期限前弁済が発生した場合	最終資金需要者より貸付に係る期限前弁済が生じた場合は、別途貸付債権を充当して貸付比率を保つようにする。 充当する貸付債権が無い場合には社債券の全部もしくは部分売却を行うことで貸付比率の維持に努める。
最終資金需要者の所在国	国内と海外で2カ国以上とする。
最終資金需要者の条件 ^{※2}	<ol style="list-style-type: none"> ①収益性のあるビジネスモデルで、債務超過ではないこと。 ②事業継続性に懸念される事項がなく、資金の回収可能性に疑義が生じる事項が発生していないこと。 ③過去継続して黒字又は一時的な業績不振にあっても代表者や株主等からの支援が見込める先であること。

※1 「社債券」とは、次に掲げる有価証券をいいます。

イ 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券

ロ 金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、イに掲げる有価証券の性質を有するもの

※2 「最終資金需要者の条件」は、最終資金需要者への貸付又は最終資金需要者が発行する社債券を取得する目的で設立された法人は対象外となります。